

エズラ書

第一章一ペルシヤ王ク羅斯の元年に當りエホバ曩にエレミヤの口によりて傳へたまひしその聖言を成んとてペルシヤ王ク羅斯の心を感動したまひければ王すなはち宣命をつたへ詔書を出して徧く國中に告示して云くニペルシヤ王ク羅斯かく言ふ天の神エホバ地上の諸國を我に賜へりその家をユダのエルサレムに建ることを我に命す三凡そ汝らの中もしその民たる者あらばその神の助を得てユダのエルサレムに上りゆきエルサレムなるイスラエルの神エホバの室を建ることをせよ彼は神にましませり四その民にして生存れる者等の寓りをする處の人々は之に金銀貨財家畜を予へて助くべしその外にまたエルサレムなる神の室のために物を誠意よりささぐべしと五是にユダとベニヤミンの宗家の長祭司レビ人など凡て神にその心を感動せられし者等エルサレムなるエホバの室を建んとて起おこれり六その周圍の人々みな銀の器黄金貨財家畜および寶物を予へて之に力をそへこの外にまた各種の物を誠意より獻げたり七ク羅斯王またネブカデネザルが前にエルサレムより携へ出して己の神の室に納めたりしエホバの室の器皿を取りだせり八即ちペルシヤ王ク羅斯庫官ミテレダテの手をもて之を取りだしてユダの牧伯セシバザルに數へ交付せり九その數は是のごとし金の盤三十銀の盤二千小刀二十九〇金の大罌三十、二等の銀の大罌

四百十その他の器具一千二金銀の器皿は合せて五千四百ありしがセシバザル俘虜人等をバビロンよりエルサレムに將て上りし時に之をことく携さへ上れり

第二章一往昔バビロンの王ネブカデネザルに虜へられバビロンに遷されたる者のうち俘囚をゆるされてエルサレムおよびユダに上りおのおの己の邑に歸りし此州の者は左の如しニ是皆セルバベル、エシユア、ネヘミヤ、セラヤ、レエラヤ、モルデカイ、ビルシヤン、ミスパル、ビグワイ、レホム、バアナ等に隨ひ來れり其イスラエルの民の人數は是のごとし三パロシの子孫二千百七十二人四シパテヤの子孫三百七十二人五アラの子孫七百七十五人六エシユアとヨアブの族たるパハテモアブの子孫二千八百七十二人七エラムの子孫千二百五十四人八ザツトの子孫九百四十五人九ザツカイの子孫七百六十人一〇バニの子孫六百四十二人一一ベバイの子孫六百二十三人一二アズガデの子孫千二百二十二人一二アドニカムの子孫六百六十六人一四ビグワイの子孫二千五十六人一五アデンの子孫四百五十四人一六ヒゼキヤの家のアテルの子孫九十八人一七ベザイの子孫三百二十三人一八ヨラの子孫百一十二人一九ハシユムの子孫二百二十三人二〇ギバルの子孫九十五人二一ベテレヘムの子孫百二十三人二ニネトパの人五十六人三アナトテの人百二十八人四アズマウテの民四十二人五キリアテヤリム、ケピラおよびベエロテの民七百四十三人六ラマおよびゲバの民六百二十一人七ミク

マシの人百二十二人ニハベテルおよびアイの人二百二十三人ニ
 九ネボの民五十二人三〇マグビシの民百五十六人三 他のエラ
 ムの民千二百五十四人三 ハリムの民三百二十人三 〇ド、ハ
 デデおよびオノの民七百二十五人三 エリコの民三百四十五
 人三 セナアの民三千六百三十人三六 祭司はエシユアの家のエ
 ダヤの子孫九百七十三人三 七 インメルの子孫千五十二人三 八
 シユルの子孫千二百四十七人三 九 ハリムの子孫千七十四人四〇レ
 ビ人はホダヤの子等エシユアとカデミエルの子孫七十四人四
 謳歌者はアサフの子孫百二十八人四 門を守る者の子孫はシ
 ヤルムの子孫アテルの子孫タルモンの子孫アツクブの子孫ハテ
 タの子孫シヨバイの子孫合せて百三十九人四 一 ネット二人はヂハ
 の子孫ハスパの子孫タバオテの子孫四四ケロスの子孫シアハの
 子孫パドンの子孫四五レバナの子孫ハガバの子孫アツクブの
 子孫四六 ハガブの子孫シャルマイの子孫ハナンの子孫四七ギデル
 の子孫ガハルの子孫レアヤの子孫四八 レチンの子孫ネコダの
 子孫ガザムの子孫四九 ウザの子孫パセアの子孫ベサイの子孫五〇
 アスナの子孫メウニムの子孫ネフシムの子孫五一 バクブクの
 子孫ハクバの子孫ハルホルの子孫五二 バツリテの子孫メヒダの
 子孫ハルシャの子孫五三 バルコスの子孫シセラの子孫テマの
 子孫五四 ネデアの子孫八テバの子孫等なり五五 ソロモンの僕たり
 し者等の子孫すなはちソタイの子孫ハツソペレテの子孫ペリダ
 の子孫五六 ヤアラの子孫タルコンの子孫キデルの子孫五七 シパテ

ヤの子孫ハツテルの子孫ボケレテハツゼバイムの子孫アミの
 子孫五八 ネット二人とソロモンの僕たりし者等の子孫とは合せて
 三百九十二人五九 またテルメラ、テルハレサ、ケルブ、アダンお
 よびインメルより上り來れる者ありしがその宗家の長とその
 血統とを示してイスラエルの者なるを明かにすることを得ざり
 き六〇 是すなはちテラヤの子孫トビヤの子孫ネコダの子孫にし
 て合せて六百五十二人六一 祭司の子孫たる者の中にハバヤの
 子孫ハツコツの子孫バルジライの子孫ありバルジライはギレ
 アデ人バルジライの女を妻に娶りてその名を名りしなり六二
 これらの者譜系に載たる者等の中におのが名を尋ねたれども在ざ
 りき是の故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり六三 テ
 ルシヤタは之に告てウリムとトンミムを帶る祭司の興るまでは
 至聖物を食ふべからずと語り六四 會衆あはせて四萬二千三百
 六十人六五 この外にその僕婢七千三百三十七人 謳歌男女
 二百人あり六六 その馬七百三十六匹 その騾二百四十五匹六七
 その駱駝四百三十五匹 驢馬六千七百二十四匹六八 宗家の長數人
 エルサレムなるエホバの室にいたるにおよびてエホバの室をそ
 の本の處に建てんとて物を誠意より獻げたり六九 即ちその力にし
 たがひて工事のために庫を納めし者は金六萬一千ダリク 銀五千
 斤祭司の衣服百 襲なりき七〇 祭司レビ人民等謳歌者門を守る
 者およびネット二人等その邑々に住み一切のイスラエル人その
 邑々に住り

第三章一 イスラエルの子孫かくその邑々に住居しが七月に至りて民一人のごとくにエルサレムに集まり二 是に於てヨザダクの子エシユアとその兄弟なる祭司等およびシヤルテルの子ゼルバベルとその兄弟等立おこりてイスラエルの神の壇を築けり 是神の人モーセの律法に記されたる所に循ひてその上に燔祭を獻げんと成りき三 彼等は壇をその本の處に設けたり 是國々の民を懼れしが故なり 而してその上に燔祭をエホバに獻げ朝夕にこれを獻ぐ四 またその録されたる所に循ひて結茅節を行ひ毎日の分を按へて例に照し數のごとくに日々燔祭を獻げたり五 是より後は常の燔祭および月朔とエホバの一切のきよき節會とに用ふる供物ならびに人の誠意よりエホバにたてまつる供物を獻ぐることをす六 即ち七月の一日よりして燔祭をエホバに獻ぐることを始めけるがエホバの殿の基礎は未だ置ざりき七 是において石工と木工に金を交付しまたシドントツロの者に食物飲物および油を與へてペルシヤの王クロスの允准にしたがひてレバノンよりヨツパの海に香柏を運ばしめたり八 斯てエルサレムより神の室に歸りたる次の年の二月にシヤルテルの子ゼルバベル、ヨザダクの子エシユアおよびその兄弟たる他の祭司レビ人など凡て俘囚をゆるされてエルサレムに歸りし者等を始め二十歳以上のレビ人を立てエホバの室の工事を監督せしむ九 是に於てユダの子等なるエシユアとその子等および兄弟カデニエルとその子等齊しく立て神の家の

工人を監督せりヘナダデの子等およびその子等と兄弟等のレビ人も然り一〇 かくて建築者エホバの殿の基礎を置る時祭司等禮服を衣て喇叭を執りアサフの子孫たるレビ人鏡鉞を執りイスラエルの王ダビデの例に循ひてエホバを讚美す一 彼等班列にしたがひて諸共に歌を謠ひてエホバを讚めかつ頌へエホバは思ふかく其矜恤は永遠にたゆることなければなりと語りそのエホバを讚美する時に民みな大聲をあげて呼はれりエホバの室の基礎を据ればなり二 されど祭司レビ人宗家の長等の中に以前の室を見たりし老人ありけるが今この室の基礎をその目の前に置るを見て多く聲を放ちて泣りまた喜悅のために聲をあげて呼はる者も多かりき三 是をもて人衆民の歡こびて呼はる聲と民の泣く聲とを聞わくることを得ざりき 是は民大聲に呼はり叫びければその聲遠くまで聞えたりたればなり

第四章一 茲にユダとベニヤミンの敵たる者等夫俘囚より歸り來りし人々イスラエルの神エホバのために殿を建ると聞き二 乃ちゼルバベルと宗家の長等の許に至りて之に言けるは我儕をして汝等と共に之を建しめよ 我らは汝らと同じく汝らの神を求む アッスリヤの王エサルハドンが我儕を此に携へのほりし日より以來我らはこれに犠牲を獻ぐるなりと三 然るにゼルバベル、エシユアおよびその餘のイスラエルの宗家の長等これに言ふ 汝らは我らの神に室を建ることに與るべからず 我儕獨りみづからイスラエルの神エホバのために建ることを爲べし 是

ルシヤの王クロス王の我らに命ぜし所なりと四是に於てその地の民ユダの民の手を弱らせてその建築を妨げ五之が計る所を敗らんとために議官に賄賂して之に敵せしむヘルシヤ王クロスの世にある日よりヘルシヤ王ダリヨスの治世まで常に然り六アハシユエロスの治世すなはち其治世の初に彼ら表を上りてユダとエルサレムの民を誣訟へたり七またアルタシヤスタの世にピシラム、ミテレダテ、タビエルおよびその餘の同僚同じく表をヘルシヤの王アルタシヤスタに上つれりその書の文はスリヤの文字にて書きスリヤ語にて陳述たる者なりき八方伯レホム書記官シムシヤイ書をアルタシヤスタ王に書おくりてエルサレムを誣ゆ左のごとし九即ち方伯レホム書記官シムシヤイおよびその餘の同僚デナ人アパルサテカイ人タルペライ人アパルサイ人アルケロイ人バビロン人シユシヤン人デハウ人エラマイ人一〇ならびに其他の民すなはち大臣オスナパルが移してサマリアの邑および河外ふのその他の地に置し者等云々一其アルタシヤスタ王に上りし書の稿は是なく云く河外ふの汝の僕等云々二王知たまへ汝の所より上り來りしユダヤ人エルサレムに到りてわれらの中にいりかの背き悖る惡き邑を建なほし石垣を築きあげその基礎を固つせり三然ば王いま知たまへ若この邑を建て石垣を築きあげなば彼ら必ず貢賦租稅金などを納し然すれば終に王等の不利とならん四そもそも我らは王の鹽を食む者なれば王の輕んぜらるるを見るに忍びず茲に人を遣はし王に

奏聞す一五列祖の記録の書を稽へたまへ必ずその記録の書の中において此邑は背き悖る邑にして諸王と諸州とに書を加へし者なるを見その中に古來叛逆の事ありしを知たまふべし此邑の滅ばされしは此故に縁るなり一六我ら王に奏聞す若この邑を建て石垣を築きあげなばなんぢは之がために河外ふの領分をつしなふなるべし一七王すなはち方伯レホム書記官シムシヤイこの餘サマリアおよび河外ふのほかの處に住る同僚に答書をおくりて云く平安あれ云々一八汝らが我儕におくりし書をば我前に讀解しめたり一九我やがて詔書を下して稽考しめしに此邑の古來起りて諸王に背きし事その中に反亂謀叛のありし事など詳悉なり二〇またエルサレムには在昔大なる王等ありて河外ふをことごとく治め貢賦租稅金などを己に納しめたる事あり二一然ば汝ら詔言を傳へて其人々を止め我が詔言を下すまで此邑を建ること無らしめよ二三汝ら愼め之を爲ことを忽にする勿れ何ぞ損害を増て王に害を及ぼすべけんやと三アルタシヤスタ王の書の稿をレホム及び書記官シムシヤイとその同僚の前に讀あげれば彼等すなはちエルサレムに奔ゆきてユダヤ人に就き腕力と權威とをもて之を止めたり二四此をもてエルサレムなる神の室の工事止みぬ即ちヘルシヤ王ダリヨスの治世の二年まで止みたりき

第五章一爰に預言者ハガイおよびイドの子ゼカリヤの二人の預言者ユダとエルサレムに居るユダヤ人に向ひてイスラエルの

神の名をもて預言する所ありければニシャルテルの子ゼルバベ
ルおよびヨザクの子エシユア起あがりてエルサレムなる神の
室を建てることを始む神の預言者等これと共に在て之を助くニそ
の時に河外の總督タテナイといふ者セタルボズナイおよびそ
の同僚とともにその所に來り誰が汝らに此室を建て此石垣を築
きあぐることを命ぜしやと斯言ひ四また此建物を建る人々の名
は何といふやと斯これに問り五然るにユダヤ人の長老等の上に
はその神の目そそぎあれば彼等これを止むること能はずして
遂にその事をダリヨスに奏してその返答の來るを待り六河外ふ
の總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚なる河外ふの
アパルサカイ人がダリヨス王に上まつりし書の稿は左のごとし
七即ち其上まつりし書の中に書ししたる所は是のごとし云
く願くはダリヨス王に大なる平安あれハ王知たまへ我儕ユダヤ
州に往てかの大神の室に至り視しに巨石をもて之を建て材木を
組て壁を作り居り其工事おほいに抄どりてその手を下すところ
成ざる無し九是に於て我儕その長老等に問てこれに斯いへり誰
が汝らに此室を建てこの石垣を築きあぐることを命ぜしやと一〇
我儕またその首長たる人々の名を書しして汝に奏聞せんがた
めにその名を問り一時に彼等かく我らに答へて言り我儕は
天地の神の僕にして年久しき昔に建おかれし殿を再び建るなり
是は素イストラエルの大なる王 某の建築きたる者なししがニ我
らの父等天の神の震怒を惹起せしに縁てつひに之をカルデア人

バビロンの王ネブカデネザルの手に付したまひければ彼この殿
を毀ち民をバビロンに虜へゆけりニ然るにバビロンの王クロ
スの元年にクロス王神のこの室を建べしとの詔言を下したま
へりニ四然のみならずエルサレムの殿よりネブカデネザルが取
いだしてバビロンの殿に携へいれし神の室の金銀の器皿もク
ロス王これをバビロンの殿より取いだし其立たる總督セシバザ
ルと名くる者に之を付しニ五而して彼に言けらく是等の器皿を
取り往て之をエルサレムの殿に携へいれし神の室をその本の處に
建よと一六是において其セシバザル來りてエルサレムなる神の
室の石礎を置たりき其時よりして今に至るまで之を建つつあ
りしが猶いまだ竣らざるなりと一七然ば今王もし善となされな
ば請ふ御膝下バビロンにある所の王の寶藏を查べたまひて神の
この室を建べしとの詔言のクロス王より出しや否を稽へ而し
て王此事につきて御旨を我らに諭したまえ
第六章一是に於てダリヨス王詔言を出しバビロンにて寶物を
藏むる所の文庫に就て查べ稽しめしにニメデア州の都城アクメ
タにて一の巻物を得たりその内に書しする記録は是のごと
しニクロス王の元年にクロス王詔言を出せり云くエルサレム
なる神の室の事につきて諭すその犠牲を獻ぐる所なる殿を建
てその石礎を堅く置系其室の高を六十キユビトにし其潤を六
十キユビトにし四 巨石三行新木一行を以せよ其費用は王の家
より授くべし五 またネブカデネザルがエルサレムの殿より取い

だしてバビロンに携へきたりし神の室の金銀の器皿は之を還してエルサレムの殿に持ちかしめ神の室に置いてその故の所にあらしむべしと六 然らば河外ふの總督タテナイおよびセタルボスナイとその同僚なる河外ふのアルサカイ人汝等これに遠ざかるべし七神のその室の工事を妨ぐる勿れユダヤ人の牧伯とユダヤ人の長老等に神のその家を故の處に建しめよ八 我また詔言を出し其神の家を建ることにきて汝らが此ユダヤ人の長老等に爲べきことを示す 王の財寶の中すなはち河外ふの租税の中より迅速に費用をその人々に與へよその工事を滞ほらしむる勿れ九 又その需むる物即ち天の神にたてまつる燔祭の小牛牡羊および羔羊ならびに麥鹽酒油など凡てエルサレムにをる祭司の定むる所に循ひて日々に怠慢なく彼等に與へ○彼らをして馨しき香の犠牲を天の神に獻ぐることを得せしめ王とその子女の生命のために祈ることを得せしめよ一 かつ我詔言を出す誰にもせよ此言を易る者あらば其家の梁を抜きとり彼を擧て之に釘んその家はまた之がために厠にせらるべし二 凡そ之を易へまたアルサレムなるその神の室を毀たんとて手を出す王あるひは民は彼處にその名を留め給ふ神がはくはこれを倒したまへ我タリヨス詔言を出せり 迅速に之を行なへ三 タリヨス王かく諭しければ河外ふの總督タテナイおよびセタルボスナイとその同僚迅速に之を行なへり四 ユダヤ人の長老等すなはち之を建て預言者ハガイおよびイドの子セカリヤの預言に由て之を成就

たり彼等イスラエルの神の命に循ひクロス、タリヨスおよびペルシヤ王アルタシヤスタの詔言に依て之を建設ぬ五 タリヨス王の治世の六年アタルの月の三日にこの室成り六 是に於てイスラエルの子孫祭司レビ人およびその餘の俘虜人よろこびて神のこの室の落成禮を行なへり七 即ち神のこの室の落成禮において牡牛一百 牡羊二百 羔羊四百を獻げまたイスラエルの支派の數にしたがひて牡山羊十二を獻げてイスラエル全體のために罪祭となし八 祭司をその分別にしたがひて立てレビ人をその班列にしたがひて立てエルサレムに於て神に事へしむ凡てモーセの書に書ししたるが如し九 斯て俘囚より歸り來りし人々正月の十四日に逾越節を行へり一〇 即ち祭司レビ人共に身を潔めて皆潔くなり一切俘囚より歸り來りし人々のため其兄弟たる祭司等のため又自己のために逾越の物を宰れり二 虜はれゆきて歸り來しイスラエルの子孫および其國の異邦人の汚穢を棄て是等に附てイスラエルの神エホバを求むる者等すべて之を食ひ三 喜びて七日の間酔いれぬパンの節を行へり是はエホバかれらを喜ばせアッスリヤの王の心を彼らに向はせ彼をしてイスラエルの神にまします神の家の工事を助けさせたまひしが故なり

第七章 是等の事の後ペルシヤ王アルタシヤスタの治世にエズラといふ者ありエズラはセラヤの子セラヤはアザリヤの子アザリヤはヒルキヤの子ニヒルキヤはシャルムの子シャルムはザ

ドクの子ザドクはアヒトブの子三アヒトブはアマリヤの子アマ
 リヤはアザリヤの子アザリヤはメラヨテの子四メラヨテはゼラ
 ヒヤの子ゼラヒヤはウジの子ウジはブツキの子五ブツキはアビ
 シユアの子アビシユアはピネハスの子ピネハスはエレアザルの
 子エレアザルは祭司の長アロンの子なり六此エズラ、バビロン
 より上り来れり彼はイスラエルの神エホバの授けたまひし
 モーセの律法に精しき學士なりき其神エホバの手これが上に
 ありしに因てその求むる所を王ことごとく許せり七アルタシヤ
 スタ王の七年にイスラエルの子孫および祭司レビ人謳歌者門
 を守る者ネテ二人など多くエルサレムに上れり八王の七年の五
 月にエズラ、エルサレムに到れり九即ち正月の一日にバビロ
 ンを出たちて五月の一日にエルサレムに至る其神のよき手こ
 れが上にありしに因てなり一〇エズラは心をこめてエホバの
 律法を求め之を行ひてイスラエルの中に法度と例規とを教へた
 りき二エホバの誠命の言に精しく且つイスラエルに賜ひし
 法度に明かなる學士にて祭司たるエズラにアルタシヤスタ王の
 與へし書の言は是のごとし三諸王の王アルタシヤスタ天の神
 の律法の學士なる祭司エズラに諭す願くは全云々三我詔言
 を出す我國の内にをるイスラエルの民およびその祭司レビ人
 の中凡てエルサレムに往んと志す者は皆なんぢと偕に往べし四
 汝はおのが手にある汝の神の律法に照してユダとエルサレム
 の模様とを察せんために王および七人の議官に遣はされて往

くなり五且汝は王とその議官がエルサレムに宮居するところ
 のイスラエルの神のために誠意よりささぐる金銀を携へ一六ま
 たバビロン全州に汝が獲る一切の金銀および民と祭司とがエ
 ルサレムなる其神の室のために誠意よりする禮物を携さふ一七
 然ば汝その金をもて牡牛牡羊羔羊およびその素祭と灌祭の品
 を速に買ひエルサレムにある汝らの神の室の壇の上にこれを獻
 ぐべし一八また汝と汝の兄弟等その餘れる金銀をもて爲んと欲
 する所あらば汝らの神の旨にしたがひて之を爲せ一九また汝の
 神の室の奉事のために汝が賜はりし器皿は汝これをエルサレ
 ムの神の前に納めよ二〇その外汝の神の室のために需むる所あ
 らば汝の用ひんとする所の者をことごとく王の府庫より取て用
 ふべし二一我や我アルタシヤスタ王河外ふの一切の庫官に詔言
 を下して云ふ天の神の律法の學士祭司エズラが汝らに需むる
 所は凡てこれを迅速に爲べし二三即ち銀は百タラント小麦は
 百石酒は百バテ油は百バテ鹽は量なるべし三三天の神の室
 のために天の神の命ずる所は凡て謹んで之を行なへしからず
 ば王とその子等との國に恐くは震怒のぞまん四かつ我儕なん
 ぢらに諭す祭司レビ人謳歌者門を守る者ネテ二人および神の
 その室の役者などには貢賦租税金などを課すべからず五汝
 エズラ汝の手にある汝の神の智慧にしたがひて有司および
 裁判人を立て河外ふの一切の民すなはち汝の神の律法を知る
 者等を盡く裁判しめよ汝らまた之を知らざる者を教へよ六凡そ

汝の神の律法および王の律法を行はざる者をば迅速にその罪を定めて或は殺し或は追放ち或はその貨財を没収し或は獄に繋ぐべし七我らの先祖の神エホバは讃べき哉斯王の心にエルサレムなるエホバの室を飾る意を起させ二八また王の前とその議官の前と王の大臣の前にて我に矜恤を得させたまへり我神エホバの手わが上にありしに因て我は力を得イスラエルの中より首領たる人々を集めて我とともに上らしむ

第八章アルタシヤスタ王の治世に我とともにバビロンより上り來りし者等の宗家の長およびその系譜は左のごとしニピネハスの子孫の中にてはゲルシヨム、イタマルの子孫の中にてはダニエル、ダビデの子孫の中にてはハットシシカニヤの子孫の中パロシの子孫の中にてはゼカリヤ彼と偕にありて名簿に載られたる男子百五十人四パハテムアブの子孫の中にてはゼラヒヤの子エリヨエナイ彼と偕なる男二百人五シカニヤの子孫の中にてはヤハジエルの子彼と偕なる男三百人六アデンの子孫の中にてはヨナタンの子エベデ彼ともなる男五十人七エラムの子孫の中にてはアタリヤの子エサヤ彼と偕なる男七十人八シパテヤの子孫の中にてはミカエルの子ゼバデヤ彼ともなる男八十人九ヨハブの子孫の中にてはエヒエルの子オバデヤ彼ともなる男二百十八人一〇シロミテの子孫の中にてはヨシピアの子彼ともなる男百六十人一二バイの子孫の中にてはペバイの子ゼカリヤ彼と偕なる男二十八人ニアスガデの子孫

の中にてはハツカタンの子ヨハナン彼ともなる男百十人一三アドニカムの子孫の中の後なる者等あり其名をエリペレテ、ユエル、シマヤといふ彼らと偕なる男六十人一四ビグワイの子孫の中にてはウタイおよびザブテ彼等ともなる男七十人一五我からをアハワに流るる所の河の邊に集めて三日が間かしこに天幕を張居たりしが我民と祭司とを閲せしレビの子孫一人も其處に居ざりければ一六すなはち人を遣てエリエセル、アリエル、シマヤ、エルナタン、ヤリブ、エルナタン、ナタン、ゼカリヤ、メシユラムなどいふ長たる人々を招きまた教晦を施す所のヨヤリブおよびエルナタンを招けり一七而して我カシピアといふ處の長イドの許に彼らを出し遣せり即ち我カシピアといふ處に在るイドとその兄弟なるネテ二人に告ぐべき詞を之が口に授け我等の神の室のために役者を我儕に携へ來れと言けるが一八我らの神よく我儕を助けたまひて彼等つひにイスラエルの子レビの子マヘリの子孫イシケセルを我らに携さへ來り又セラビヤといふ者およびその子等と兄弟十八人一九ハシヤビヤならびにメラリの子孫のエサヤおよびその兄弟とその子等二十人を携へ二〇またネテ二人すなはちダビデとその牧伯等がレビ人に事へしむるために設けたりしネテ二人二百二十人を携へ來れり此等の者は皆その名を掲げられたり二一斯て我かしこなるアハワの河の邊にて斷食を宣傳へ我儕の神の前にて我儕身を卑し我らと我らの小き者と我らの諸の所有のために正しき途を

示されんことを之に求む^三其は我儕さきに王に告て我らの神は已を求むる者を凡て善く助けまた己を棄る者にはその權能と震怒とをあらはしたまふと言しに因て我道路の敵を防ぎて我儕を護るべき歩兵と騎兵とを王に請ふを羞ぢたればなり^三かくてこのことを我ら斷食して我儕の神に求めけるに其祈禱を容たまへり^二四時に我祭司の長十二人即ちセラビヤ、ハシヤビヤおよびその兄弟十人をも之とともに擇び^五金銀および器皿すなはち王とその議官とその牧伯と彼處の一切のイスラエル人とが我らの神の室のために獻げたる奉納物を量りて彼らに付せり^二六その量りて彼らの手に付せし者は銀六百五十タラント銀の器百タラント金百タラントなり^七また金の大罫二十あり一千ダリクに當るまた光り輝く精銅の器二箇ありその貴きこと金のごとし^八而して我かれらに言り汝等はエホバの聖者なり此器皿もまた聖し又この金銀は汝らの先祖の神エホバに奉まつりし誠意よりの禮物なり^九汝等エルサレムに至りてエホバの家の室に於て祭司レビ人の長等およびイスラエルの宗家の首等の前に量るまで之を伺ひ守るべし^{三〇}是に於て祭司およびレビ人その金銀および器皿をエルサレムなる我らの神の室に携へゆかんとて其重にしたがひて之を受取り^三我ら正月の十二日にアハワの河邊を出たちてエルサレム赴きけるが我らの神その手を我らの上におき我らを救ひて敵の手また路に伏て窺ふ者の手に陥らしめたまはざり^三我儕すなはちエル

サレムに至りて三日かしこに居しが^三四日にいたりて我らの神の室においてその金銀および器皿をウリヤの子祭司メレモテの手に量り付せり^二ピネハスの子エレアザル彼に副ふ又エシユアの子ヨザバテおよびビンヌイの子ノアデヤの二人のレビ人かれらに副ふ^三四即ちその一々の重と數を查べ其重をことごとく其時かきとめたり^五俘囚の人々のその俘囚をゆるされて歸り來し者イスラエルの神に燔祭を獻げたり^二即ちイスラエル全體にあたる牡牛十二を獻げまた牡羊九十六羔羊七十七罪祭の牡山羊十二を獻げたり^三是みなエホバにたてまつりし燔祭なり^三六彼等王の勅諭を王の代官と河外ふの總督等に示しければその人々民を助けて神の室を建しむ

第九章 是等の事の成し後牧伯等我許にきたりて言ふイスラエルの民祭司およびレビ人は諸國の民とはなれずしてカナン人へテ人ペリジ人エブス人アンモン人モアブ人エジプト人アモリ人などの中なる憎むべき事を行へり^二即ち彼等の女子を自ら娶りまたその男子に娶れば聖種諸國の民と相雜れり^三牧伯たる者長たる者さきだちてこの愆を犯せりと^三我この事を聞て我衣と袍を裂き頭髮と鬚を抜き驚き呆れて坐せり^四イスラエルの神の言を戰慄おそるる者はみな俘囚より歸り來し者等の愆の故をもて我許に集まりしが我は晩の供物の時まで驚きつつ茫然として坐しぬ^五晩の供物の時にいたり我その苦行より起て衣と袍とを裂たるまま膝を屈めてわが神エホバにむかひ手を舒て^六言け

るは我神よ我はわが神に向ひて面を擧るを羞て赧らむ其は我
 らの罪積りて頭の上に出で我らの愆重りて天に達すればなり七
 我らの先祖の日より今日にいたるまで我らは大なる愆を身に負
 り我らの罪の故によりて我儕と我らの王等および祭司たちは
 國々の王等の手に付され剣にかけられ虜へゆかれ掠められ面に
 恥をかうぶれり今日のごとし八然るに今われらの神エホバ暫
 く恩典を施して逃れ存すべき者を我らの中に殘し我らをして
 その聖所にうちし釘のごとくならしめ斯して我らの神われら
 の目を明にし我らをして奴隷の中にありて少く生る心地せしめ
 たまへり九そも我らは奴隷の身なるがその奴隷たる時にも
 我らの神われらを忘れず反てペルシヤの王等の目の前にて我ら
 に憐憫を施して我らに活る心地せしめ我らの神の室を建しめ
 其破壊を修理はしめユダとエルサレムにて我らに石垣をたまふ
 一〇我らの神よ已に是のごとくなれば我ら今何と言のべんや
 我儕はやくも汝の命令を棄たればなり一汝かつて汝の僕なる
 預言者等によりて命じて宣へり云く汝らが往て獲んとする地
 はその各地の民の汚穢により其憎むべき事によりて汚れたる地
 にして此極より彼極までその汚穢盈わたるなり二然らば汝らの
 女子を彼らの男子に與ふる勿れ彼ら女子をなんぢらの男子
 に娶る勿れ又何時までかかれらの爲に平安をも福祿をも求む
 べからず然すれば汝ら旺盛にしてその地の佳物を食ふことを
 得永くこれを汝らの子孫に傳へて産業となさしむることを得ん

と二三我らの惡き行により我らの大なる愆によりて此事すべて
 我儕に臨みたりしが汝我らの神はわれらの罪よりも軽く我ら
 を罰して我らの中に是のごとく人を遣したまひたれば一四我儕
 再び汝の命令を破りて是等の憎むべき行ある民と縁を結ぶべ
 けんや汝我らを怒りて終に滅ぼし盡し遣る者も逃る者も無
 いたらしめたまはざらんや一五イスラエルの神エホバ汝は
 義し即ち我ら逃れて遺ること今日のごとし今我ら罪にまとは
 れて汝の前にあり是がために一人として汝の前に立ことを得
 る者なきなり

第一〇章一エズラ神の室の前に泣伏して禱りかつ懺悔しる時
 に男女および兒女はなほだしくイスラエルの中より集ひて
 彼の許に聚り來れりすべての民はいたく泣かなしめり三時にエ
 ラムの子エヒエルの子シカニヤ答へてエズラに言ふ我らはわ
 れらの神に對ひて罪を犯し此地の民なる異邦人の婦女を娶れり
 然ながら此事につきてはイスラエルに今なほ望あり三然らば我儕
 わが主の教晦にしたがひ又我らの神の命令に戰慄く人々の教晦
 にしたがひて斯る妻をことごとく出し之が産たる者を去んとい
 ふ契約を今われらの神に立てん而して律法にしたがひて之を
 爲べし四起よ是事は汝の主とる所なり我ら汝を助くべし心を強
 くして之を爲せと五エズラやがて起あがり祭司の長等レビ人お
 よびイスラエルの人衆をして此言のごとく爲んと誓はしめた
 り彼ら乃ち誓へり六かくてエズラ神の家の前より起いでてエリ

アシブの子ヨハナンの室に入しが彼處に至りてもパンを食はず水を飲ざりきは俘囚より歸り來りし者の愆を憂へたればなり七斯てユダおよびエルサレムに遍ねく宣て俘囚の人々に盡く示して云ふ汝ら皆エルサレムに集まるべし凡そ牧伯等と長老等の諭言にしたがひて三日の内に來らざる者は皆その一切の所有を取あげられ俘虜人の會より黜けらるべしと是においてユダとベニヤミンの人々みな三日の内にエルサレムに集まれり是は九月にして恰もその月の廿日なりき民みな神の室の前なる廣場に坐して此事のためまた大雨のために震ひ慄けり○時に祭司エズラ起て之に言けるは汝らは罪を犯し異邦の婦人を娶りてイスラエルの愆を増り○然は今なんぢらの先祖の神エホバに懺悔してその御言を行へ即ち汝等この地の民等および異邦の婦人とはなるべしと○會衆みな聲をあげて答へて言ふ汝が我らに諭せるごとく我儕かならず爲べし○然ど民は衆し又今は大雨の候なれば我儕外に立こと能はず且これは一日二日の事業にあらず其は我らこの事について大に罪を犯したればなり○然ば我らの牧伯等この全會衆のために立れよ凡そ我儕の邑の内にもし異邦の婦人を娶りし者あらば皆定むる時に來るべし又その各々の邑の長老および裁判人これに伴ふべし斯して此事を成ば我らの神の烈しき怒つひに我らを離るるあらんと○五その時立てこれに逆ひし者はアサヘルの子ヨナタンおよびテクワの子ヤハジア而已メシユラムおよびレビ人シヤベタ

イこれを賛く一六俘囚より歸り來りし者つひに然なし祭司エズラおよび宗家の長數人その宗家にしたがひて名指して撰ばれ十月の一日より共に坐してこの事を查べ○七正月の一日に至りてやうやく異邦の婦人を娶りし人々を盡く查べ畢れり一八祭司の徒の中に異邦の婦人を娶りし者は即ちヨザダクの子エシユアの子等およびその兄弟マアセヤ、エリエゼル、ヤリブ、ゲダリヤ九彼らはその妻を出さんといふ誓をなし己に愆を獲たればとて牡羊一匹をその愆のために獻げたり○インメルの子孫ハナニおよびゼバデヤニハリムの子孫マアセヤ、エリヤ、シマヤ、エヒエル、ウジヤニパシユルの子孫エリオエナイ、マアセヤ、イシマエル、ネタンエル、ヨザバデ、エラサニレビ人の中にヨザバデ、シメイ、ケラヤ(即ちケリタ)ペタヒヤ、ユダ、エリエゼルニ四謳歌者の中にはエリアシブ門を守る者の中にはシヤルム、テレムおよびウリニ五イスラエルの中にパロシの子孫ラミヤ、エジヤ、マルキヤ、ミヤミン、エレアザル、マルキヤ、ベナヤニ六エラムの子孫マッタニヤ、ゼカリヤ、エヒエル、アブデ、エレモテ、エリヤニ七ザットの子孫エリオエナイ、エリアシブ、マッタニヤ、エレモテ、ザバデ、アシザニ八ベイの子孫ヨハナン、ハナニヤ、ザバイ、アテライニ九パニの子孫メシユラム、マルク、アダヤ、ヤシユブ、シヤル、エレモテニ〇パハテモアブの子孫アデナ、ケラル、ベナヤ、マアセヤ、マッタニヤ、ベザレル、ピンヌイ、マナセニ一ハリムの子孫エリエゼル、

エシヤ、マルキヤ、シマヤ、シメオン^三、ベニヤミン、マルク、シ
マリヤ^三ハシユムの子孫^{しそん}マツテナイ、マツタタ、ザバデ、エリ
パレテ、エレマイ、マナセ、シメイ^四バニの子孫^{しそん}マアダイ、ア
ムラム、ウエル^五ベナヤ、ベデヤ、ケルヒ^六ワニヤ、メレモテ、
エリアシブ^七マツタニヤ、マツテナイ、ヤアス^八バニ、ピンヌ
イ、シメイ^九シレミヤ、ナタン、アダヤ^{四〇}マクナデバイ、シヤ
シヤイ、シヤライ^{四一}アザリエル、シレミヤ、シマリヤ^{四二}シヤル
ム、アマリヤ、ヨセフ^{四三}ネボの子孫^{しそん}エイエル、マツタテヤ、ザ
バデ、ゼビナ、イド、ヨエル、ベナヤ^{四四}是^{これ}みな異邦^{いはう}の婦人^{をんな}を娶^{めと}
りし者^{もの}なりその婦人^{をんな}の中には子女^{こども}を産^{うみ}し者^{もの}もありき